

電子情報通信学会信越支部 優秀論文発表賞表彰規程

(総則)

第1条 電子情報通信学会信越支部優秀論文発表賞（以下本賞と略す）は、電子工学および情報通信の将来を担う学生の研究活動を活性化させることを目的として、電子情報通信学会信越支部大会（以下支部大会と略す）において優秀な講演発表を行った学生に贈呈する。

(受賞資格)

第2条 本賞を受ける者は、支部大会において優秀な講演発表をした学生で、本賞を受賞していない者から選定する。

(選考方法)

第3条 受賞資格者の講演発表に対して複数の評価委員がスコアをつける。そのスコアを参考にして選定委員会が受賞者を選定する。

2. 評価委員は、支部大会のセッション構成を考慮して、支部長が指名する。
3. 選定委員会は、支部長、次期支部長、庶務幹事、会計幹事、次期庶務幹事、次期会計幹事および支部長が指名する若干名で構成する。
4. 受賞数は、支部大会における発表件数の10%以下とする。

(表彰方法)

第4条 受賞者に対して支部長名で賞状及び副賞を贈呈する。なお副賞は、1件につき1万円の図書カードとする。

(公示)

第5条 本表彰を行った場合には、受賞者の氏名等を信越支部のホームページに掲載する。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、信越支部運営委員会の議決を経て行う。

(附則)

1. 本規程は令和5年6月12日より施行する。